

○岩泉町健康づくり推進協議会設置要綱

(昭和 53 年 11 月 24 日告示第 95 号)

(設置)

第 1 条 住民の健康づくりを推進するため、岩泉町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する保健活動の総合的な審議企画に関すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の啓蒙普及に関すること。
- (3) 医師確保対策及び医療機関の支援に関すること。
- (4) 医療問題の改善に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公的医療機関の職員
- (3) 地方公共団体の職員

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

前文(平成 6 年 3 月 31 日告示第 23—5 号)抄

1 平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 22 年 3 月 15 日告示第 22 号)

1 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 岩泉町医療問題協議会設置要綱 (昭和 52 年 7 月 7 日告示第 39 号) は、廃止する。

## 岩泉町健康づくり推進協議会委員名簿

番号	区分	氏名	所属機関等	備考
1	公的医療機関の職員	柴野良博	済生会岩泉病院	病院長
2	知識経験者	大川義之	宮古歯科医師会	代表
3	知識経験者	佐々木 エミ子	岩泉町薬剤師会	代表
4	知識経験者	佐藤弘明	ふれんどりー岩泉	事務局長
5	知識経験者	八重樫 ケイ子	岩泉町国民健康保険運営協議会	会長
6	知識経験者	伊東勝幸	岩泉町社会福祉協議会	会長
7	知識経験者	石垣正雄	岩泉町民生児童委員協議会	会長
8	知識経験者	佐々木 恵理子	食生活改善グループいわいずみ会	会長
9	知識経験者	(欠員)	岩泉町保健推進員	代表
10	知識経験者	神永 衛	事業所衛生管理者	代表
11	知識経験者	小成 茂	岩泉町公衆衛生組合連合会	会長
12	地方公共団体の職員	田名場 善明	岩手県宮古保健所	所長
13	地方公共団体の職員	三上 潤	岩泉町教育委員会	教育長
14	地方公共団体の職員	加藤 良	岩泉町校長会	会長
15	地方公共団体の職員	飯田 郁子	岩泉町学校保健会養護部会	代表

# 岩泉町データ



**面積**:約 992 平方キロメートル  
 (盛岡市の約 1.1 倍の面積)  
 (町の面積の約 91.3%が山林)

**人口**:9,496 人  
**世帯数**:4,463 世帯  
 [平成 30 年 3 月 31 日現在]

**高齢化率**: 40%超

